

< よくある問合せ及び注意事項 >

問1 書類は必ず作成しないといけないのか。

(答) 全ての居宅介護支援事業者が、書類を作成する必要があります。なお、作成後の書類は、市条例に基づき5年間保存する必要があります。

問2 独自様式や居宅サービス計画（ケアプラン）作成ソフト等の様式で提出してもよいか。

(答) 内容を満たしていれば事業所で活用している居宅サービス計画（ケアプラン）作成ソフト等の様式でも構いません。その際、事業所及び法人の連絡先等と正当な理由について記載漏れがないことを必ず確認した上で提出してください。

問3 新規開設や休止期間があり、判定期間を満たさない事業所ですが、書類の提出は必要か。

(答) 書類の作成は必要ですが、提出は不要です。問1の回答のとおり保存してください。

問4 毎月紹介率最高法人を確認し、80%を超えていないことを確認しているが、それでよいか。

(答) 必ず半年間の判定期間で計算を行い、確認をしてください。

問5 サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスや総合事業利用者を位置付けた件数も含むのか。

(答) 介護予防サービス及び総合事業利用者は含みません。

問6 計画と実績のどちらで計算すればよいですか。計画には位置付けましたが、入院等でサービスの利用がなく、実績がない場合でも、件数に含むのか。

(答) この場合の計画とは実績であり、実際にサービスの利用がない場合は、算定対象には含みません。

問7 給付管理を月遅れで行った場合には、何月分の件数として算定すればよいか。

(答) サービス提供を行った月に算定します。

問8 区分変更申請中の利用者があるため、提出期限までに居宅サービス計画件数等が確定しない場合は、どうしたらよいか。

(答) 区分変更申請後の要介護度の結果が出た後、提出が遅れた理由を明記し、提出してください。その際、結果通知が遅れる可能性があることについては御了承ください。

問9 紹介率最高法人割合が80%ちょうどの場合、提出は必要か。

(答) 1サービスでも紹介率最高法人割合が80%を超えた場合のみ提出が必要です。

0.001%でも超えれば、超えたものとみなします。80%ちょうどの場合は、提出の必要はありません。

問10 1人の利用者に対して、複数の事業所が同一のサービスを提供するよう計画された場合には、どのように計算するのか。

(答) 1人の利用者に対して、複数の事業所が同一のサービスを提供するよう計画された場合(月の途中でサービス事業所を変更した場合を含む。)には、法人ごとに1件ずつ計上します。

例えば、2か所の訪問介護事業所を位置付けた場合、各事業所の法人が別々であれば、法人ごとに「1件ずつ」カウントしますが、同じ法人の複数の事業所を位置付けた場合には、その法人に「1件」としてカウントします。

(複数の事業所を位置付けても、様式1の②の「各サービスを位置付けた居宅サービス計画数」(分母)は「1」ですので、御注意ください。)

※「同一法人」とは、居宅介護支援事業所と同じ運営法人ということではなく、サービス事業所が同じ法人ということです。なお、系列法人は含みません。

問11 通院等乗降介助のみで利用している訪問介護事業所も、計算に含めるのか。

(答) 通院等乗降介助のみ行っている訪問介護事業所も、訪問介護として計算をします。なお、介護保険を利用せずに、自費利用やボランティア利用をしている場合は含みません。

問12 正当な理由が複数当てはまる場合には、どれを優先させたらよいか。

(答) 主な理由として該当するものを選択し、提出書類とともに提出してください。

なお、正当な理由が複数あるものとして提出をすることもできますが、その場合はそれぞれの理由が確認できる確認資料を添付してください。

問13 紹介率最高法人が2つ以上になった場合、どう記載したらよいか。

(答) 提出する様式を加工するなどして、2つ以上となった紹介最高法人の名称を全て記入した上で、提出してください。

問14 通所介護及び地域密着型通所介護については、どのように計算したらよいか。

(答) 「通所介護・地域密着型通所介護」の平成28年4月1日から平成30年3月31までの間に作成される居宅介護サービス計画の取扱いについては、厚生労働省老健局振興課から、居宅介護支援における特定事業所集中減算(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて、下記のとおりQ&Aが発出されています。なお、平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)の問135において、平成30年度以降もこの計算方法によることができる旨が示されていることから、通所介護と地域密着型通所介護とを合わせて計算することも可能です。

特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

○ 介護保険最新情報 Vol.553 (平成28年5月30日)

問 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いが可能か。

(回答) 平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

○ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成30年3月23日)

問135 平成28年5月30日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて」(介護保険最新情報 Vol.553)において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降もこの取扱いは同様か。

(回答) 貴見のとおりである。

問15 結果はいつ分かるのか。

(答) 提出期限までに届いた書類に関しては、前期判定分は10月(11月10日締切り)、後期判定分は4月(5月10日締切り)の給付管理に間に合うように、結果通知を郵送で送ります。書類審査には時間を要しますので、電話での問合せは御遠慮ください。

問16 減算は、どの利用者が対象となるのか。

(答) 減算は、減算適用期間の全ての利用者に対する居宅介護支援費が対象となります。